

山形県私立学校規則

(昭和 52 年 9 月 1 日)
(山形県規則第 51 号)

改正

昭和 59 年 7 月 6 日規則第 55 号	昭和 62 年 3 月 31 日規則第 21 号
平成 6 年 4 月 1 日規則第 29 号	平成 9 年 3 月 28 日規則第 22 号
平成 11 年 3 月 30 日規則第 29 号	平成 18 年 3 月 14 日規則第 15 号
平成 19 年 12 月 28 日規則第 126 号	平成 20 年 11 月 21 日規則第 93 号
平成 20 年 12 月 24 日規則第 98 号	平成 28 年 3 月 29 日規則第 30 号
令和 2 年 4 月 1 日規則第 36 号	

(趣 旨)

第 1 条 私立の学校、専修学校及び各種学校（以下「学校等」という。）の設置廃止等及び管理並びに学校法人（私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）第 64 条第 4 項に規定する法人を含む。以下同じ。）の設立、管理、解散及び監督に関しては、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）、学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）、私立学校法、私立学校法施行令（昭和 25 年政令第 31 号）及び私立学校法施行規則（昭和 25 年文部省令第 12 号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(知事に提出する書類の様式及び提出期限)

第 2 条 学校等及び学校法人が、学校教育法、学校教育法施行規則、私立学校法、私立学校法施行規則及びこの規則の規定により、知事に提出する書類のうち、別表第 1 の左欄に掲げる書類は、同表の右欄に掲げる様式によるものとする。

2 前項の書類のうち、別表第 2 の左欄に掲げる書類は、同表の右欄に定める日までに提出しなければならない。

(私立学校審議会委員の定数)

第 3 条 私立学校法第 10 条に規定する山形県私立学校審議会の委員の定数は、11 名とする。

(収益事業の種類)

第 4 条 私立学校法第 26 条第 2 項に規定する学校法人の行うことのできる収益を目的とする事業の種類は、日本標準産業分類（平成 25 年総務省告示第 405 号）に定めるもののうち、次に掲げるものとする。

- (1) 農業、林業
- (2) 漁業
- (3) 鉱業、採石業、砂利採取業
- (4) 建設業
- (5) 製造業（「武器製造業」に関するものを除く。）
- (6) 電気・ガス・熱供給・水道業
- (7) 情報通信業
- (8) 運輸業、郵便業
- (9) 卸売業、小売業
- (10) 保険業（「保険媒介代理業」及び「保険サービス業」に関するものに限る。）

- (11) 不動産業（「建物売買業、土地売買業」に関するものを除く。）、物品賃貸業
- (12) 学術研究、専門・技術サービス業
- (13) 宿泊業、飲食サービス業（「料亭」、「酒場、ビヤホール」及び「バー、キャバレー、ナイトクラブ」に関するものを除く。）
- (14) 生活関連サービス業、娯楽業（「遊戯場」に関するものを除く。）
- (15) 教育、学習支援業
- (16) 医療、福祉
- (17) 複合サービス事業
- (18) サービス業（他に分類されないもの）

（教職員の異動等の届出）

第5条 私立の学校等の設置者又は校長若しくは園長は、次の各号に掲げる場合は、速やかに知事に届け出なければならない。

- (1) 教職員の異動があったとき。
- (2) 生徒等の事故があったとき。
- (3) 豪雨等による災害があったとき。
- (4) 修学旅行等の学校行事を行おうとするとき。
- (5) 学校等を設置する法人の代表者の異動があったとき。
- (6) 授業を停止しようとするとき。

（学校設置等計画の届出等）

第6条 私立の学校の設置（高等学校の課程及び学科の設置を含む。）又は私立の学校の収容定員の増加に係る学則の変更に関する計画を有する者は、校地、校舎、運動場その他直接保育又は教育の用に供する土地建物（以下「校地校舎等」という。）に関する権利の取得若しくは処分又は校地校舎等の現状の変更の行為に着手する前に、別に定めるところにより、当該計画の内容を知事に届け出なければならない。

- 2 知事は、前項の規定による届出があつた場合は、私立の学校の教育条件の維持及び向上を図るとともにその経営の健全性を高めるため、必要な指導及び助言をすることがある。
- 3 私立の学校の設置者から第1項の届出があつた場合は、学校教育法施行規則第2条第6号の事由に係る同項の規定による届出があつたものとみなす。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 山形県私立学校審議会委員の定数に関する規則（昭和25年4月県規則第27号）は、廃止する。

附 則（昭和59年7月6日規則第55号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年3月31日規則第21号）

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成6年4月1日規則第29号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年3月28日規則第22号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年3月30日規則第29号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月14日規則第15号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 19 年 12 月 28 日規則第 126 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 20 年 11 月 21 日規則第 93 号）

この規則は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 12 月 24 日規則第 98 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 29 日規則第 30 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年 4 月 1 日規則第 36 号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第 1

書類の名称	根拠法令	様式
学校等設置認可申請書、学校（各種学校）の収容定員に係る学則変更認可申請書、高等学校課程設置認可申請書、高等学校学科設置認可申請書、高等学校広域通信制課程に係る学則変更認可申請書、専修学校課程設置認可申請書、専修学校目的変更認可申請書	学校教育法第 4 条第 1 項（同法第 134 条第 2 項において準用する場合を含む。）、同法第 130 条第 1 項	別記様式第 1 号
学校等廃止認可申請書、高等学校課程廃止認可申請書、高等学校学科廃止認可申請書、専修学校課程廃止認可申請書	学校教育法第 4 条第 1 項（同法第 134 条第 2 項において準用する場合を含む。）、同法第 130 条第 1 項	別記様式第 2 号
学校等設置者変更認可申請書	学校教育法第 4 条第 1 項（同法第 134 条第 2 項において準用する場合を含む。）、同法第 130 条第 1 項	別記様式第 3 号
学校（各種学校）目的変更届出書、学校経費の見積り及び維持方法変更届出書、学校等名称変更届出書	学校教育法第 27 条の 2 第 1 項、同政令第 27 条の 3、学校教育法第 131 条	別記様式第 4 号
学校等位置変更届出書	学校教育法施行令第 27 条の 2 第 1 項、同政令第 27 条の 3、学校教育法第 131 条	別記様式第 5 号
学校等学則変更届出書	学校教育法施行令第 27 条の 2 第 1 項、同政令第 27 条の 3、学校教育法第 131 条	別記様式第 6 号
学校等校地校舎等変更届出書	学校教育法施行令第 27 条の 2 第 1 項、同政令第 27 条の 3、学校教育法第 131 条	別記様式第 7 号

	条	
高等学校専攻科（別科）設置届出書、 専修学校学科設置に係る学則変更届 出書	学校教育法施行令第 27 条 の 2 第 1 項、学校教育法第 131 条	別記様式第 9 号
高等学校専攻科（別科）廃止届出書、 専修学校学科廃止に係る学則変更届 出書	学校教育法施行令第 27 条 の 2 第 1 項、学校教育法第 131 条	別記様式第 10 号
校長（園長）採用届出書	学校教育法第 10 条（同法第 133 条第 1 項及び第 134 条 第 2 項において準用する場 合を含む。）	別記様式第 11 号
学校指導要録引継書	学校教育法施行令第 31 条	別記様式第 12 号
学校法人寄附行為認可申請書	私立学校法第 30 条第 1 項 （同法第 64 条第 5 項におい て準用する場合を含む。）	別記様式第 13 号
学校法人寄附行為認可申請書、学校法 人組織変更認可申請書	私立学校法第 45 条（同法第 64 条第 5 項において準用す る場合を含む。）、同法第 64 条第 6 項	別記様式第 14 号
学校法人解散認可（認定）申請書	私立学校法第 50 条第 2 項 （同法第 64 条第 5 項におい て準用する場合を含む。）	別記様式第 15 号
学校法人合併認可申請書	私立学校法第 52 条第 2 項 （同法第 64 条第 5 項におい て準用する場合を含む。）	別記様式第 16 号
学校法人解散届出書	私立学校法第 50 条第 4 項 （同法第 64 条第 5 項におい て準用する場合を含む。）	別記様式第 17 号
清算人就職届出書	私立学校法第 50 条の 7（同 法第 64 条第 5 項において準 用する場合を含む。）	別記様式第 18 号
清算終了届出書	私立学校法第 50 条の 14（同 法第 64 条第 5 項において準 用する場合を含む。）	別記様式第 19 号
登記完了届出書	私立学校法施行令第 2 条第 1 項	別記様式第 20 号
学校法人理事（監事）就任（退任）届 出書、学校法人理事長職務代理等開始 （終了）届出書	私立学校法施行令第 2 条第 2 項	別記様式第 20 号の 2
教職員異動届出書	第 5 条第 1 号	別記様式第 21 号
生徒等事故届出書	第 5 条第 2 号	別記様式第 22 号

被害状況届出書	第5条第3号	別記様式第23号
学校行事届出書	第5条第4号	別記様式第24号
代表者異動届出書	第5条第5号	別記様式第26号
授業停止届出書	第5条第6号	別記様式第27号

別表第2

書類の名称	提出期限
1 学校等設置認可申請書	学校等を開設しようとする年度の前年度の9月30日
2 学校(各種学校)の収容定員に係る学則変更認可申請書	学則を変更しようとする年度の前年度の9月30日
3 高等学校課程設置認可申請書	課程を開設しようとする年度の前年度の9月30日
4 高等学校学科設置認可申請書	学科を開設しようとする年度の前年度の9月30日
5 高等学校広域通信制課程に係る学則変更認可申請書	学則を変更しようとする年度の前年度の9月30日
6 専修学校課程設置認可申請書	課程を開設しようとする年度の前年度の9月30日
7 専修学校目的変更認可申請書	目的を変更しようとする年度の前年度の9月30日
8 学校等学則変更届出書(授業料、入学料その他の費用徴収に関する事項の変更に係るものに限る。)	学則を変更しようとする年度の前年度の3月31日
9 学校法人寄附行為認可申請書	学校法人を設立しようとする年度の9月30日
10 学校法人寄附行為変更認可申請書(学校等又は高等学校の課程若しくは学科若しくは専修学校の課程の設置に係るものに限る。)	学校等、課程又は学科を開設しようとする年度の前年度の9月30日

別記様式 略